

## 騒音

告示第95号（平成13年3月28日）

騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について

告示第96号（平成13年3月28日）

騒音規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準について

告示第97号（平成13年3月28日）

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の別表第1号に規定する区域の指定について

告示第98号（平成13年3月28日）

自動車騒音の限度を定める省令に係る区域の指定について

## 振動

告示第99号（平成13年3月28日）

振動規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について

告示第100号（平成13年3月28日）

振動規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準について

告示第101号（平成13年3月28日）

振動規制法施行規則別表第1の付表の第1号に規定する区域の指定について

告示第102号（平成13年3月28日）

振動規制法施行規則別表第2備考1の区域及び同表備考2の時間の指定について

## 参考

告示第183号（平成27年5月8日）

「騒音規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準について」の一部改正について

告示第184号（平成27年5月8日）

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の別表第1号に規定する区域の指定について」の一部改正について

告示第185号（平成27年5月8日）

「振動規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準について」の一部改正について

告示第186号（平成27年5月8日）

「振動規制法施行規則別表第1の付表の第1号に規定する区域の指定について」の一部改正について

尼崎市告示第95号

騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について

騒音規制法第3条第1項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として、次の表の左欄に掲げる地域を指定し、かつ、その地域を同表の右欄に掲げる区域に区分し、平成13年4月1日から適用する。

その地域及び区域の区分は、別図のとおりとする。

平成13年3月28日

尼崎市長 宮 田 良 雄

指 定 地 域	区 域 の 区 分
市の全域。ただし、都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域の一部を除く。	第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域

(一部改正 平成17年6月28日 尼崎市告示第197号)

(一部改正 平成19年4月10日 尼崎市告示第133号)

(一部改正 平成24年3月30日 尼崎市告示第115号)

(一部改正 平成30年3月27日 尼崎市告示第143号)

(一部改正 令和5年3月30日 尼崎市告示第148号)

尼崎市告示第96号

騒音規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準について

騒音規制法第4条第1項の規定に基づき、時間及び区域の区分ごとの規制基準を次表のとおり定め、平成13年4月1日から適用する。

平成13年3月28日

尼崎市長 宮 田 良 雄

時間 の 区 分  区 域 の 区 分	昼間	朝夕	夜間
	午前8時から 午後6時まで	午前6時から午 前8時まで 午後6時から午 後10時まで	午後10時から 翌日の午前6時ま で
第1種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	60デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	70デシベル	60デシベル

備考

第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における基準は、この表の値から5デシベルを減じた値とする。

(一部改正 平成27年5月8日 尼崎市告示第183号)

尼崎市告示第97号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の別表第1号に規定する区域の指定について

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）別表（以下「別表」という。）第1号に規定する区域を次表のとおり指定し、平成13年4月1日から適用する。

平成13年3月28日

尼崎市長 宮 田 良 雄

別表第1号イの区域	騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について（平成13年尼崎市告示第95号。以下「告示第95号」という。）において指定した地域のうち、第1種区域
別表第1号ロの区域	告示第95号において指定した地域のうち、第2種区域
別表第1号ハの区域	告示第95号において指定した地域のうち、第3種区域
別表第1号ニの区域	告示第95号において指定した地域のうち、第4種区域（学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内に限る。）

（一部改正 平成27年5月8日 尼崎市告示第184号）

尼崎市告示第98号

自動車騒音の限度を定める省令に係る区域の指定について

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表備考に規定する区域を次のとおり定め、平成13年4月1日から適用する。

平成13年3月28日

尼崎市長 宮 田 良 雄

1 a 区域

- (1) 騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について(平成13年尼崎市告示第95号。以下「告示第95号」という。)において指定した地域のうち、第1種区域
- (2) 告示第95号において指定した地域のうち、第2種区域(都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に限る。)

2 b 区域

告示第95号において指定した地域のうち、第2種区域(1(2)に掲げる区域を除く。)

3 c 区域

告示第95号において指定した地域のうち、第3種区域及び第4種区域

尼崎市告示第99号

振動規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について

振動規制法第3条第1項の規定に基づき、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域として、次の表の左欄に掲げる地域を指定し、かつ、その地域を同表の右欄に掲げる区域に区分し、平成13年4月1日から適用する。

その地域及び区域の区分は、別図のとおりする。

平成13年3月28日

尼崎市長 宮 田 良 雄

指 定 地 域	区 域 の 区 分
市の全域。ただし、都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域の一部を除く。	第1種区域及び第2種区域

(一部改正 平成17年6月28日 尼崎市告示第198号)

(一部改正 平成19年4月10日 尼崎市告示第134号)

(一部改正 平成24年3月30日 尼崎市告示第116号)

(一部改正 平成30年3月27日 尼崎市告示第144号)

(一部改正 令和5年3月30日 尼崎市告示第149号)

尼崎市告示第100号

振動規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準について

振動規制法第4条第1項の規定に基づき、時間及び区域の区分ごとの規制基準を次表のとおり定め、平成13年4月1日から適用する。

平成13年3月28日

尼崎市市長 宮 田 良 雄

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	午前8時から午後7時まで	午後7時から翌日の午前8時まで
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

備考

第1種区域又は第2種区域の区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における基準は、この表の値から5デシベルを減じた値とする。

(一部改正 平成27年5月8日 尼崎市告示第185号)

尼崎市告示第101号

振動規制法施行規則別表第1の付表の第1号に規定する区域の指定について

振動規制法施行規則別表第1の付表（以下「付表」という。）の第1号に規定する区域を次表のとおり指定し、平成13年4月1日から適用する。

平成13年3月28日

尼崎市長 宮 田 良 雄

別表第1号イの区域	騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について（平成13年尼崎市告示第95号。以下「告示第95号」という。）において指定した地域のうち、第1種区域
別表第1号ロの区域	告示第95号において指定した地域のうち、第2種区域
別表第1号ハの区域	告示第95号において指定した地域のうち、第3種区域
別表第1号ニの区域	告示第95号において指定した地域のうち、第4種区域（学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内に限る。）

（一部改正 平成27年5月8日 尼崎市告示第186号）



## 尼崎市告示第102号

振動規制法施行規則別表第2備考1の区域及び同表備考2の時間の指定について

振動規制法施行規則別表第2備考1の区域及び同表備考2の時間を次のとおり定め、平成13年4月1日から適用する。

平成13年3月28日

尼崎市長 宮 田 良 雄

### 1 区域

- (1) 第1種区域 振動規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について（平成13年尼崎市告示第99号。以下「告示第99号」という。）において指定した地域のうち、第1種区域
- (2) 第2種区域 告示第99号において指定した地域のうち、第2種区域

### 2 時間

振動規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準について（平成13年尼崎市告示第100号）において区分した時間

尼崎市告示第183号

「騒音規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準について」の一部改正について

振動規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準について（平成13年尼崎市告示第96号）の一部を次のように改正する。

平成27年5月8日

尼崎市長 稲 村 和 美

「次の表」を「次表」に改め、表備考中「第7条」を「第39条第1項」に、「並びに老人福祉法第5条の3」を「老人福祉法第20条の5」に改め、「特別養護老人ホーム」の次に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」を加え、「当該」を削る。

尼崎市告示第184号

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の別表第1号に規定する区域の指定について」の一部改正について  
特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の別表第1号に規定する区域の指定について（平成13年尼崎市告示第97号）の一部を次のように改正する。

平成27年5月8日

尼崎市長 稲 村 和 美

「次の表」を「次表」に改め、表別表第1号ニの区域の項中「第7条」を「第39条第1項」に、「並びに老人福祉法第5条の3」を「、老人福祉法第20条の5」に改め、「特別養護老人ホーム」の次に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

尼崎市告示第185号

「振動規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準について」の一部改正について

振動規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準について（平成13年尼崎市告示第100号）の一部を次のように改正する。

平成27年5月8日

尼崎市長 稲 村 和 美

「次の表」を「次表」に改め、表備考中「第7条」を「第39条第1項」に、「並びに老人福祉法第5条の3」を「老人福祉法第20条の5」に改め、「特別養護老人ホーム」の次に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」を加え、「当該」を削る。

尼崎市告示第186号

「振動規制法施行規則別表第1の付表の第1号に規定する区域  
の指定について」の一部改正について

振動規制法施行規則別表第1の付表の第1号に規定する区域の指定について  
(平成13年尼崎市告示第101号)の一部を次のように改正する。

平成27年5月8日

尼崎市長 稲 村 和 美

「次の表」を「次表」に改め、表付表第1号ニの区域の項中「第7条」を「第39条第1項」に、「並びに老人福祉法第5条の3」を「、老人福祉法第20条の5」に改め、「特別養護老人ホーム」の次に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。